

意見書（案）第20号

児童の朝の居場所の充実を図るための措置を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和7年6月19日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

提出者	三鷹市議会議員	おばた	和仁
賛成者	〃	前田	まい

児童の朝の居場所の充実を図るための措置を求める意見書

子どもが小学生になると、早い時間のお迎えや平日の学校行事、長期休暇の対応など、生活リズムが大きく変わるために、親の就労が困難になる「小1の壁」が社会問題となっている。親のサポートがまだまだ欠かせない低学年の子どもがいる家庭では、出退勤時間の変更を迫られるために、就労形態をパートに変える人や退職する人も多く、子どもの入学から1年生修了までに、正社員で働いていた母親が退職した割合は、厚生労働省の調査結果によれば少なくない。

本市では、シルバー人材センターに事業を受託していただき、朝の居場所づくりと体を動かすことができる環境づくりのため、朝の時間帯に全市立小学校の校庭等を午前7時30分から開放しているが、夏休み期間中の開放は課題となっている。児童が安全に過ごせる場所、保護者が安心して送り出せる場所を提供する朝の居場所づくりの取組をさらに推進していくためには、国による自治体への支援が必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、子育て世帯をめぐる状況の変化、学校における教職員の働き方の変化等に伴い、児童の朝の居場所の確保が課題となっていることを踏まえ、児童の朝の居場所の確保を図るための財政上の措置等を講じて、地方公共団体に対する支援を行うことを強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年6月19日

三鷹市議会議長 伊藤 俊 明